

## 手形交換の電子化が急務

麗澤大学 経済学部 教授 中島真志

本稿では、金融市場インフラの中核である決済システムのBCP（業務継続計画）について述べる。電子的な決済システムである日銀ネットや全銀システムについては、遠隔地にバックアップ・センターが設けられているほか、首都直下地震を想定した業界横断訓練も行われている。こうした中で、対策が立ち遅れているのが、全国に分散している「手形交換所」であり、東日本大震災でも大きな被害が出た。BCPの観点から、手形交換所の電子化を進めていくべきである。

### 決済業務の重要性

地震や原発事故、テロなどの深刻な災害が発生すると、市場参加者の業務処理能力が低下するほか、市場インフラも機能停止の危機にさらされることになる。こうした状況下においても、決して停止させてはならないのが、災害の発生前に行っていた金融取引の「決済」を完了させることである。資金決済が予定通りに行われないと、銀行の資金繰りに狂いが生じて支払不能につながるなど、金融市場に

大きな混乱が生じることになる。しかも、金融機関は多くの取引でつながり、ネットワークを形成しているため、一部の銀行の不払いが連鎖的に多くの金融機関に波及する「システム・リスク」を抱えている。

こうした認識から、政府の首都直下地震を想定した対策でも、日銀ネットや全銀システムなどの「決済システム」は、「首都中枢機能」として指定され、「地震が発生しても、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる」ことが求められている。

### 市場レベルのBCP

金融機関や決済システムの運営主体でも、こうした金融市場インフラの業務継続の重要性を強く認識しており、個別行レベルでBCPを進めているほか、市場参加者全体が関与する「市場レベルBCP」の整備を進めている。

取り組みの一つとして、被災時において市場参加者の間で効率的に情報交換を行うための専用ウェブサイトが設けられている。「BCPウェブサイト」は、東日本大震災の際に

も情報共有の仕組みとして円滑に機能したことが確認されている。

また、首都直下地震や新型インフルエンザを被災シナリオとして、幅広い市場参加者が参加した「ストリートワイド訓練」が行われている。短期金融、外国為替、証券など市場ごとの業界横断訓練のほか、3市場の合同訓練なども適宜実施されている。

市場レベルBCPの前提となるのが、決済システムの運営主体のコンピューター・センターの頑強性である。この点についても、日銀ネットと全銀システムとともに、東京のメイン・センターに加えて、遠隔地にバックアップ・センターを設けているほか、各センターには複数系列のホスト・コンピューターを置いた「マルチホスト構成」となっており、何重もの障害対策が取られている。

## 手形交換の電子化へ

### (1) 対応が遅れる手形交換所

決済インフラのうち、日銀ネットや全銀システムにおいては、自らのバックアップ体制を整えるとともに、市場参加者が幅広く参加した業界横断訓練を行うなど、対策が進められてきている。こうした中で、対策が遅れているのが、全国に分散している「手形交換所」である。東日本大震災の発生時においても、日銀ネットや全銀システムが、安定的な稼働を続けたのに対し、手形交換所には大きな被害・混乱が発生した。

### (2) 東日本大震災発生時の休業状況

東日本大震災発生時の経緯をみると、まず地震や津波の発生により、いくつかの手形交換所では施設が損壊し、交換業務を行うことができなくなった(図表1)。また、原子力事

図表1 東日本大震災後の手形交換所の休業状況

	3県合計 (42)	福島県(17)	宮城県(13)	岩手県(12)
3月14日	15	4	7	4
3月18日	15	7	4	4
3月末	10	3	3	4
5月末	6	2	2	2
6月21日	3	2	1	0

注:( )は手形交換所の数

出所:日本銀行決済機構局(2011年6月、2013年3月)

故の発生による避難指示などから、手形交換業務を一時停止した交換所もあった。

震災直後には、被災地(福島、宮城、岩手の3県)における手形交換所の約4割にあたる15の手形交換所が休業し、中小企業を中心とする企業間の資金決済に大きな支障が生じた。その後、大規模な手形交換所が交換地域を拡大し、休業中の手形交換所の機能を肩代わりするという緊急措置が取られ、手形決済機能の回復が図られた。手形交換所の休業は、物理的な損壊の影響もあって3カ月以上にわたる例もみられ、中には、早期の業務再開が見込めないことから、廃止を決めた交換所もあった。

こうした手形交換所における影響(混乱)の大きさは、日銀ネットや全銀システムが、整齊と日々の決済を完了させていたのと比べると、対照的な姿であった。

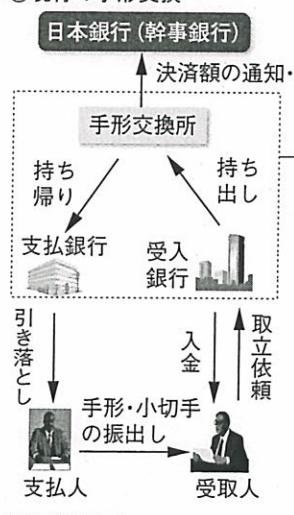
### (3) 手形交換所の脆弱性

全国には、比較的規模の大きい「法務大臣指定」の手形交換所が118カ所、小規模な「私設手形交換所」が91カ所あり、全部で200カ所以上の交換所が存在する。これらのすべてを耐震性の高いコンピューター・センター並みの頑強な建物に設置することは困難とみられる。

また、紙ベースの手形を物理的に交換する手形交換では、電子的なデータとは異なり、バックアップには適さない性格を有する。さらに、手形を物理的に手形交換所に搬送するこ

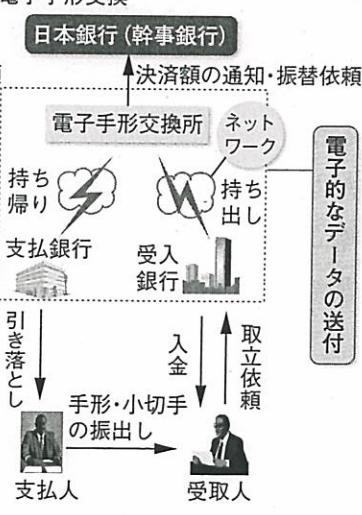
図表2 現行の手形交換と電子手形交換

①現行の手形交換



出所:筆者作成

②電子手形交換



とが必要であるため、自然災害により道路が寸断されるなど、交通面で支障が出ると、円滑な交換業務が困難となる。

このように、物理的な現物の交換を前提とする手形交換は、地震などの自然災害に対して脆弱であるとともに、バックアップなどの対策がとりにくく仕組みとなっている。

#### (4) 電子手形交換で災害対応力アップ

こうした状況への対応として、ここでは「手形交換の電子化」を提案したい(図表2)。これは、手形のイメージ・データを電子的に交換することによって、手形交換を行う仕組みであり、「電子手形交換」または「チェック・トランケーション」と呼ばれている。

電子手形交換においては、金融機関は「電子手形交換所」(全国で1つ)に対して、手形のイメージ・データなど手形交換に必要となるデータを、ネットワークを通じて送信する。

こうした仕組みにすれば、電子手形交換所のメイン・センターの耐震性を確保し、またバックアップ・センターを設けることにより、災害等への備えが格段に向上する。ネットワークについても、VPNなどの利用により、高い

信頼性が確保できる。物理的な現物の交換を前提とする現行の手形交換所に比べ、災害への対応力を格段に高めることが可能となるわけだ。

#### (5) 海外における電子手形交換

実は、電子手形交換の仕組みは、すでに海外において、広く用いられているものである。具体的には、ドイツ、フランスなどの欧州諸国や、香港、シンガポールなどのアジア諸国で導入済みである。世界一小切手利用国である米国でも、2003年に「チェック21法」が制定され、小切手のイメージ・データにオリジナルの小切手と同様な法的効力が認められた。これにより、小切手交換の電子化が進み、現在ではほぼ100%が電子的に交換されるようになっている。

最近では、中国やインドといったエマージング諸国においても、電子手形交換が進められており、わが国の現状は、これらの新興国にすら、立ち遅れた状態となっている。

#### (6) 金融機関のコスト削減

手形交換の電子化は、災害対策としての面のみならず、金融機関のコスト削減や事務負担の軽減の側面も有する。全国約200カ所の手形交換所の運営コストは、年間約50億円にも上るものと試算されている(これは、手形交換所の運営コストのみを対象としており、手形の持出し・持戻りなど銀行側の事務コストは含んでいない)。

電子手形交換所のシステム構築に数10億円の費用を要したとしても、その投資は1~2年で十分ペイすることになる。逆に、手形交換の電子化を進めない場合には、金融界では、今後も長期間にわたって、年間50億円もの運

営費用を負担し続けることになる。

### (7) 電子記録債権との関係

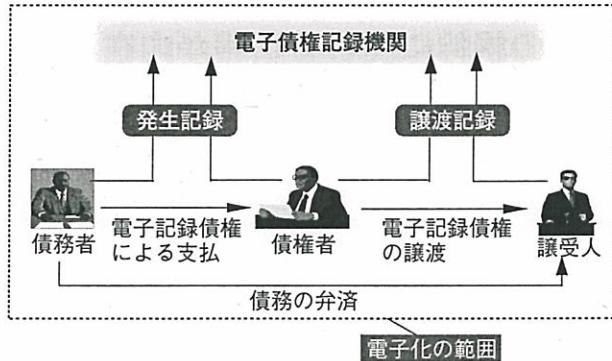
手形交換の電子化を進めるうえで問題となる可能性があるのが、電子記録債権との関係である。電子記録債権は、手形を振り出す代わりに、企業が電子債権を登録し、それを譲渡する仕組みである（図表3）。

電子記録債権が普及すれば、手形の利用は大幅に減少するとの見方もある。ただし、全国銀行協会が運営する「でんさいネット」の登録企業は、13年6月時点で約20万社であり、全国400万社以上ともされる中小企業の5%以下に過ぎない（実際に利用した企業はさらに少ない）。

長年、手形を使って資金繰りを行ってきた中小・零細企業が、全面的に手形を止めて電子記録債権に乗り換えるのかについては、疑問視する声も根強い。このように考えると、「手形は残る」という前提で、業務継続やコスト削減などの対応を考えた方が良いものとみられる。

なお、電子記録債権を普及させるためには、手形の振り出し等の中小企業の決済慣行を根底から変えていく必要がある。これに対して、手形交換の電子化は、企業の支払慣行には全く手を付ける必要がない「インターバンクの

図表3 電子記録債権の仕組み



出所：筆者作成

中島 真志（なかじま まさし）

1981年一橋大卒、博士（経済学）。日本銀行、国際決済銀行（BIS）などを経て、2006年から現職。主要著書に『SWIFTのすべて』（単著）、『決済システムのすべて』、『証券決済システムのすべて』、『金融読本』（共著、いずれも東洋経済新報社）など。経済産業省、東京金融取引所、全銀ネットなどの委員等を歴任。



プロジェクト」であるため、企業には影響を及ぼさず、金融機関のみで電子化を進められるというメリットがある。

### おわりに

手形交換所は、1879年（明治12年）に大阪で開設されたのが始まりであり、それ以来130年以上にわたって、紙ベースの交換制度が営々と続けられてきている。しかし諸外国では、新興国も含めて、電子手形交換への移行が進んでいる。また、東日本大震災では、多くの手形交換所が長期にわたって休業を余儀なくされ、災害に弱いという一面も浮き彫りになった。

南海トラフ地震の報告書では、「備えの重要性」が指摘されている。災害時の混乱を最小限に止めるためにも、今から手形交換の電子化について検討を行っていくべきではないだろうか。

### 【参考文献】

- ・「金融市場横断的な業務継続体制の整備」日本銀行金融市场局、2010年10月
- ・「東日本大震災におけるわが国決済システム・金融機関の対応」日本銀行決済機構局、2011年6月
- ・「東日本大震災直後の金融・決済面の動向」日本銀行決済機構局、2013年3月
- ・「決済システムのすべて（第3版）」中島真志・宿輪純一著、2013年3月